

令和5年度 福島県若年技能者人材育成支援等事業 実施計画

1. 地域における技能振興事業の実施

区 分	事 項
(1) 技能五輪全国大会予選の実施等	<p>① 技能五輪全国大会の予選の実施 企業・教育機関等へ予選会の参加を促し、予選会の活性化に努めるとともに、技能尊重気運を醸成する。 ◇令和6年1～2月実施予定（西洋料理10人：1職種）</p> <p>② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会等に参加する中小企業等に対し参加経費の援助を行い、大会参加の促進を図る。 ◇技能五輪全国大会（愛知県11月～12月 15人：6職種） ◇若年者ものづくり競技大会 （静岡県7月～8月 10人：5職種）</p>
(2) 卓越した技能者（現代の名工）表彰制度紹介コンテンツ作成支援	<p>社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、若年者が技能労働者の道に入職する事を促進するため、卓越した技能者の技能（匠）を紹介するためコンテンツの作成支援を行う。</p>

2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務

区 分	事 項
(1) ものづくりマイスターの開拓	<p>地域のニーズを把握して、熟練技能者を抱える企業・業界団体等より、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集を行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを実施する。</p> <p style="text-align: center;">◇ものづくりマイスター認定者目標数 3人以上</p>
(2) ものづくりマイスターへの説明	<p>ものづくりマイスターが指導を開始する前に、活動する際の条件等について通知・説明を行う。ものづくりマイスター制度の趣旨、実技指導やものづくり体験教室（ものづくりの魅力発信）等の重要性を説明し、指導技法講習時においても指導等の運用を併せて説明する。</p>
(3) 申請書類の取りまとめ	<p>申請書作成時における支援、候補者の申請書類の確認等を行</p>

区 分	事 項
め	い、センターに提出する。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	新たに認定されたものづくりマイスターに対して、指導法の習得・向上のため指導技法講習会を実施する。併せて指導技法講習会では「指導技法」を始め、個人情報保護、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生への接遇といった面の知識の付与も行う。

3. ものづくりマイスターの活用に係る業務

区 分	事 項
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助	県内の企業・業界団体、教育機関等に、本事業案内パンフレット(リーフレット)等の送付、または、訪問により、本事業のPRを行うとともに必要な相談、援助等の支援を実施する。
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施	<p>要請がある県内の企業・業界団体、教育機関等に対し、最適なものづくりマイスターを派遣して技能検定・技能競技課題を用いる等効果的な実技指導を実施する。</p> <p>また、実技指導後には指導内容、成果、課題等を記録して受講者への確に伝える。</p> <p>◇受講者目標数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体 100人日(延べ5社) ・工業高校等 600人日(延べ10校) ・公共・民間施設 300人日(延べ10ヶ所)
(3) 若者に対する「ものづくり魅力」発信	<p>サポートステーション・小中学校等からの要請があった場合、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行い、「ものづくりの魅力」を発信する。</p> <p>◇受講者目標数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーション 40人日(延べ4ヶ所) ・小中学校等 360人日(延べ10校)
(4) 熟練技能者等による事業の実施	<p>企業・業界団体・教育機関等へ本事業の周知を図り、熟練技能者の派遣による若年技能者に対する技能向上に資するための事業を実施する。</p> <p>◇受講者目標数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等 10人(延べ1ヶ所)(別枠)

4. 地方公共団体、経済団体等との運営会議の設置・運営

区 分	事 項
(1) 連携会議の設置	<p>厚生労働省福島労働局・経済団体等をメンバーとしたコーナー主催の連携会議を設置しメンバーの意見を取り入れ、推進計画や実施計画の策定、地域の産業の特性や就業構造を踏まえた技能振興の取り組みや事業実施にあたっての連携・協力の在り方の検討、並びに事業の進捗管理を実施する。</p> <p>厚生労働省福島労働局、県商工労働部、県教育庁、(独)高齢・障害・求職者支援機構福島支部、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県職業能力開発協会、県技能士会連合会を構成委員として、連携会議を運営する。</p>
(2) 連携会議の開催回数	<p>年2回開催</p> <p>◇1回目(4月中旬開催)</p> <ul style="list-style-type: none">・新構成委員の委嘱・事業概要説明・令和4年度事業実施結果報告・令和5年度事業実施計画(案)の提案等 <p>◇2回目(12月中旬開催予定)</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年度事業実施進捗状況報告・令和6年度事業推進計画(案)の提案等

5. 全国会議等

区 分	事 項
(1) 全国会議の開催等によるセンター・コーナー間の連携の強化	<p>センターとコーナーが密接に連携して、円滑な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議等の開催により、事業方針の確認・調整、実務ノウハウの向上・共有等を図る。</p>

6. その他

区 分	事 項
(1) 地域に対するサービス提供方法	福島県職業能力開発協会内に福島県技能振興コーナーを設置して業務を実施する。
(2) 成果目標	<p>① ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上</p> <p>② ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合 90%以上</p> <p>③ ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 90%以上</p> <p>④ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上</p>
(3) 活動目標	<p>① ものづくりマイスターの認定者数 新規認定者数(人) 3人以上</p> <p>② ものづくりマイスター派遣指導による受講者数 受講者延べ人日 1,400人日以上</p>